

取締り活動ガイドラインの策定及び公表要領について（概要）

（令和3年7月14日 鹿交指第100号）

本通達は、放置駐車違反の確認事務を委託した警察署において駐車監視員活動ガイドラインを、確認事務を委託しない警察署において違法駐車取締り活動方針を策定及び公表するに当たり、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 確認事務を委託する警察署におけるガイドライン
- 確認事務を委託しない警察署におけるガイドライン

等である。